

令和3年 第9回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川 西 市 教 育 委 員 会

○ 会議日程・付議事件	1
○ 出席者	2
○ 説明のため出席を求めた者	3
○ 議事録作成者	3
○ 審議結果	4
○ 会議の顛末（速記録）	5 ~ 32

○ 会議日程・付議事件

会議日時 令和3年6月17日（木） 午後2時00分

場 所 川西市役所 202会議室（オンライン会議）

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備 考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		教育委員の活動について	
4	報告第5号	専決報告について（令和3年度川西市一般会計補正予算について）	
5	報告第6号	専決報告について（令和3年度川西市一般会計補正予算について）	
6	報告第7号	専決報告について（工事計画の策定及び執行の申し出について）	
7	報告第8号	専決報告について（工事計画の策定及び執行の申し出について）	
8	報告第9号	専決報告について（工事計画の策定及び執行の申し出について）	
9	議案第20号	図書館協議会委員の委嘱又は任命について	
10	議案第21号	川西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の一部を改正する規則の制定について	
11		諸報告	

○ 出席者

教 育 長            石 田        剛

委        員            服 部        保

委        員            坂 本 かおり

委        員            治 部 陽 介

委        員            佐々木 歌 織

○ 説明のため出席を求めた者

教 育 推 進 部 長	中 西	哲
こ ども 未 来 部 長	山 元	昇
教 育 推 進 部 副 部 長	岩 脇	茂 樹
教育推進部副部長（教育保育担当）	山 戸	正 啓
教 育 推 進 部 副 部 長 （社会教育・図書館・公民館担当）	藪 内	寿 子
こ ども 未 来 部 副 部 長	釜 本	雅 之
教 育 保 育 職 員 課 長	増 田	善 則
教 育 保 育 課 長	高 橋	忠 大
教育保育課長（契約・経理担当）	井 口	俊 也
中 央 図 書 館 長	藤 本	昭 彦
こ ども 支 援 課 長	井 上	昌 子
こども支援課長（入園所担当）	橋 川	貴 夫
こ ども 支 援 課 長 （留守家庭児童育成クラブ担当）	井 関	大 悟
こども若者相談センター所長	木 山	道 夫
公 共 施 設 マ ネ ジ メ ン ト 課 長	林	正 紀
公共施設マネジメント課長（設備担当）	中 野	貴 治
教 育 政 策 課 長	的 場	秀 樹

○ 議事録作成者

教 育 政 策 課 主 査	松 永	勝 彦
---------------	-----	-----

○ 議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
報告 5	専決報告について（令和3年度川西市一般会計補正予算について）	3.6.17	3.6.17	承 認
報告 6	専決報告について（令和3年度川西市一般会計補正予算について）	3.6.17	3.6.17	承 認
報告 7	専決報告について（工事計画の策定及び執行の申し出について）	3.6.17	3.6.17	承 認
報告 8	専決報告について（工事計画の策定及び執行の申し出について）	3.6.17	3.6.17	承 認
報告 9	専決報告について（工事計画の策定及び執行の申し出について）	3.6.17	3.6.17	承 認
議案 20	図書館協議会委員の委嘱又は任命について	3.6.17	3.6.17	可 決
議案 21	川西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の一部を改正する規則について	3.6.17	3.6.17	可 決

[開会 午後2時02分]

- 石田教育長 只今より、令和3年第9回川西市教育委員会（定例会）を開会いたします。
- 石田教育長 本日も先月に引き続き緊急事態宣言期間中であることから、オンライン会議にて開催いたします。
- 石田教育長 それでは、「本日の出席者」をご報告いたします。  
服部委員、聞こえますでしょうか。よろしいですか。
- 服部委員 はい。
- 石田教育長 坂本委員、よろしいですか。
- 坂本委員 はい、坂本、聞こえています。
- 石田教育長 治部委員、よろしいですか。
- 治部委員 治部、入りました。
- 石田教育長 佐々木委員、よろしいですか。
- 佐々木委員 はい、佐々木、聞こえています。
- 石田教育長 映像及び音声により委員本人であること、また、相互間での映像及び音声の相送受信が適正に行われていることを確認できました。  
本日は全員出席でございます。  
なお、「事務局職員の出欠」につきましては、事務局から報告をお願いいたします。
- 教育政策課長（的場） 本日の「事務局職員の出欠」についてご報告申し上げます。  
本日は、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止策として3密を避けるため、議題に関係する職員のみが出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 石田教育長 次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。

石田教育長           これより日程に入ります。  
                          日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、治部委員、佐々木委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

石田教育長           では次に、日程第2「前回議事録の承認」でございますが、事務局において調製し、第8回定例会の議事録の写しをお手元に配付しております。事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長  
(的場)                それでは、令和3年第8回定例会の議事録につきまして、ご説明申し上げます。  
                          まず、第8回定例会の議事録につきましては、1ページに会議日程・付議事件、2ページに出席者を、3ページに説明のため出席を求めた者、4ページに議案等審議結果を、議事録につきましては5ページからでございます。会議次第に基づきご審議いただきました経過等につきまして調製させていただきます。よろしくお願いいたします。  
                          最後に、署名委員の署名ということで、坂本委員、治部委員に後日、ご署名をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。  
                          以上でございます。

石田教育長           説明は終わりました。  
                          只今の説明について、質疑はございませんか。よろしいですか。  
                          それでは、お諮りいたします。第8回定例会の議事録につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。  
  
                          (「異議なし」の声)

石田教育長           ご異議なしと認めます。よって、議事録につきましては、承認されました。

石田教育長           では次に、日程第3、教育委員の活動についてであります。事務局から報告をお願いいたします。

教育推進部長  
(中西)                それでは、5月分の教育委員の皆様のご活動についてご報告いたします。  
                          まず、坂本委員におかれましては、宝塚ファミリーサポートセンターサブリーダー会に参加され、公共の子育てや学童保育の隙間を埋める当該セ

ンターの現状と課題を共有されておられます。

治部委員におかれましては、日本臨床発達心理士会兵庫支部主催の「発達性ディスレクシアの発達の観点に立った評価と支援」にオンラインでご参加いただきました。

主なものではございますが、ご報告させていただきます。

石田教育長 只今の報告について、ご質問はございませんか。よろしいですか。  
服部教育委員、ご報告並びに何かありましたら。

服部委員 特に僕のほうはありません。

石田教育長 ありがとうございます。  
坂本教育委員。

坂本委員 宝塚ファミリーサポートセンターのサブリーダー会に出席させてもらったんですが、一つ興味深い事例がありまして、不登校のお子さんの送り出しにファミサポが関わったという事例がありまして、なかなかやっぱりご家庭で子どもを学校に送り出すのが難しかったり、学校側が子どもさんをお迎えするのに時間的などころで難しかったりする部分で、ファミサポの協力会員さんがうまく関わったことでできているという事例を一つ聞かせていただきました。

この際にとっても大切だったのが、学校とスクールソーシャルワーカーと保健室の先生と、本当に密になってコミュニケーションを取りながらやったという話を聞いていまして、ファミサポがそういう不登校のお子さんのサポートができるかということ、そこはまた難しいところはあるのかなと思うんですけども、やっぱりいろんなそれぞれの立場で連携しながら関わっていくことの大切さを感じました。

以上です。

石田教育長 それはあれですか、やっぱりファミリーサポーターとその不登校の生徒に一定の人間関係があったということなんですかね。

坂本委員 たまたまその子どもさんが行くときに、おうちから登校班までをついて行ってほしいというご依頼だったんですって。やっぱりサポーターになる方の関わり方、親御さんもその方に任せたいという気持ちがあって、うまいこといったケースではあるというふうに聞いております。

その方が地域で活動されている方だったので、校長先生とも話がうまくできる方だったそうで、本当にうまくいったケースではあったんですけども、一つの方法かなと思って聞いてきました。

石田教育長

なるほど。ちょっとそういう公と公とか、公と個人の隙間を埋める形で、そういう形でサポーターの方が動かれるというのは、ほかの特別支援とかの児童生徒のお迎えとか、いろんなところであるかなと思うんですけども、なかなか今お話ししたように、ちょっと個人的なつながりも基本的に大事なのかなというのはすごく思うところで。いつも坂本委員も、ファミサポの何かそこら辺の人間的なつながりみたいなものがないと、いきなり知らない人に預けるとするのは難しい状況があるというのもお聞きしていただんですけども、そこら辺がうまいこといったらええということですね。

坂本委員

思いますね。発達障害と言われているお子さんの登校を一緒にやってほしいという場合も、やっぱりファミサポで素人の人が相互援助活動という形で有償ボランティアとして動いているので、専門職じゃないからということで2人体制でしかできなかつたりするんですね。そういうところがやっぱりご家庭の負担が大きかったりとかするので、教育の場に子どもさんが行くというところで、親御さんがどうしても難しい場面があるので、公で支えていかないといけないところがあるんじゃないかなと思いました。

石田教育長

ありがとうございました。

ほかの委員はよろしいですか。

そしたら、治部委員、何か報告等ありますでしょうか。

治部委員

今回、先月の事案としては、やはりディスレクシアを考える機会になったなということです。私、常々、読み書き困難児とか、あとは限局性学習症の診断名がついている子とかと関わる機会が多いほうだとは思いますが、やはりここでこうやって公立の小中学校に多く限局性学習症という診断名がある子、もしくはないけれども、読み書き困難児と言われる子たちが多くいるというのを改めて考える機会になりましたね。

やっぱり彼らのような読み書きの困難さは行動特徴として表面化しづらいんです、一般的に。やっぱり読み書きの困難さをうまく隠そうとするタイプの子が多くいるのは、多分事実だと思います。だからこそ、実際、読み書きの困難さが分かりづらいということはあると思いますね。

じゃ、そのままほっておいていいのかということ、もちろんそんなことは

なくて、それが行動上の問題として、例えば二次的な不登校になったりとか、外在化問題の攻撃的な非行行為になったりとか、いろんなケースは読み書き困難と一緒にセットで報告されることがあります。

ここから今回の研修、プレゼンターの方の面白かったというか心に残ったストーリーを、1個だけ皆さんと共有したいんですけども、このプレゼンターの方は東北大学の教授だったんですけども、その東北大学に入学された中に1人、ディスレクシアの診断名を持った子がいたというお話だったんです。ここで東北大学に入るだけの知的能力を有している子がディスレクシアという診断名、ディスレクシアというのはいわゆる発達性の読み書き困難症候群のことですけれども、発達性の読み書き困難症候群の診断名を取ることが本当に必要なのだろうかというお話なんです。

これも本当に賛否両論、分かれると思います。東北大学に行けるだけの知能があるんだったら必要ないんじゃない、診断名は。少なくとも障害は感じてないんじゃないと思う方たちがいる一方で、ただその反面、ディスレクシアが脳の器質的な障害もしくは特性であるのであれば、その診断名を明確にして周囲の人々の理解をちゃんと得て、もし合理的配慮を得ることができるならば、基本的にディスレクシアであるならば相当苦労しながら勉強して読み書きしているはずなんです。その労力を減らしてあげるといって自体に意義があるんじゃないのかなという考え方です。

それだけ知的能力が高いんだから必要ない、結果として入学できたことを考え、うまくいっているんだから必要ないという考え方。もう一つは、うまくいっている、いっていないではなく、ディスレクシアであるがゆえに相当苦労している。そこをちゃんと見つめてあげて、何か一緒にサポートする手だて、例えば教育現場で言われる合理的配慮みたいなものをしていくのがいいのかという、そういう議論でした。ここは本当に悩むなというところでした。またチャンスがあれば、教育現場にいる皆さんともこの話、どんなふうに考えているのかディスカッションしてみたいななんて思いました。

じゃ、このかなり多くいる読み書き困難児の子どもたちに何ができるのかと考えたら、やっぱり今現在、川西市が現在進行形で研究を進めている学びのユニバーサルデザインの一層の推進は一つのヒントだと思います。なので、この流れで学びのユニバーサルデザインと一緒に頑張っていきたいなと思います。

あとは例えば、デジタル教科書とか音声教材とかが普及してきているので、もしかしたらそういうものもディスレクシアのお子さんたちの手助けになるんだろうなというふうに思います。

以上です。

石田教育長

ありがとうございました。

私もディスレクシアはそんなに詳しくはないんですけれども、実は兵教大の大学院で勉強していたときに、私たちは、ディスレクシアというのはやっぱり日本語やから漢字とかをすぐ考えてしまうんだけど、実は高校なんかで英単語でつまづくときに、英単語に対して非常にディスレクシアな子どもさんがいると。それを我々はたくさん書いたら覚えるんやというような形で指導しているけれども、実はそうじゃないんやみたいな事例を聞いて、単に漢字や文字、日本語の文字言語だけじゃなくてというところはちょっと感じたところが一つあります。

それから、もう一つは、この間の協議会のとき、対面でなかったのだから通じなかったんだけど、実は治部委員のそういう提案を受けて、私も学校現場でどういうことしているかなと思って、スクリーニングしている実践校についてちょっと今日あれしたところ、やはりそういう文字言語に対する困難さがある子とかのスクリーニングをやろうとしている、やりつつある中学校もあるみたいなんですね。

そういうものの資料、また詳しくは協議会でやろうと思いますけれども、どういう形のスクリーニングをしているかというのを含めて、それが治部委員が提案されているものと、もしかしてどこかつながるところがあれば、うまく活用できるんじゃないかなというふうに思いますので、また詳しくは協議会でさせていただきますけれども、よろしくお願ひします。

治部委員

今のご報告、本当うれしく思います。そうやってスクリーニングをしているところを調べていただけるというのは、こちらとしては非常にありがたいし、困っている子どもたちの救いになると思います。ぜひぜひ協議会で共有ください。お願ひします。

石田教育長

ありがとうございました。

佐々木委員、何かありますか。

佐々木委員

特にございません。

石田教育長

ありがとうございました。

それでは、教育委員の活動については以上といたします。

石田教育長 次に、日程第4、報告第5号「専決報告について（令和3年度川西市一般会計補正予算について）」であります。事務局から説明をお願いします。

こども支援課長（井上） それでは、報告第5号「専決報告について（川西市一般会計補正予算について）」ご報告申し上げます。

議案書2ページと3ページをお開きください。

本案は、令和3年度川西市一般会計予算のうち、教育委員会関係予算について市長に申出するにつき、教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により専決処理しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正は第2回で、令和3年3月16日に政府が決定した非正規雇用労働者等に対する緊急支援策において、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給が盛り込まれたことに伴うもので、そのうち、ひとり親世帯に対しましては既に給付を開始しておりますが、ひとり親世帯以外の世帯で経済面でも特に厳しい状況にあり、早期に支援が必要であると考えられる世帯について、児童1人当たり一律5万円を支給しようとするものです。

5ページをご覧ください。

対象者は、①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者、②としまして①のほかに令和3年3月31日時点で18歳未満の児童あるいは20歳未満の障害のある児童の養育者であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税の者、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税の者と同様の事情にあると認められる者です。令和3年4月1日から令和4年2月末までに産まれる新生児も対象となります。

なお、②の方に対しましては申請が必要ですが、①の方に関しては申請が不要であるため、7月中の支給を予定していることから、急遽、補正予算での対応になったものでございます。

4ページにお戻りください。

まず、歳入であります。第16款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第2目 民生費国庫補助金、第4節 児童福祉費補助金におきまして、子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金として1億1,925万円を追加し、同給付に係る事務費補助金として4,600万円を追加しております。

次に、歳出では、主なものとしまして、第3款 民生費、第3項 児童

福祉費、第1項 児童福祉推進費、15 子育て世帯生活支援特別給付金事業において、第12節 委託料で給付金業務の委託料及びシステム改修費として3,809万5,000円を、第18節 負担金、補助及び交付金では、給付金として1億1,925万円を、合わせて1億6,525万円を追加しております。給付対象としましては、2,385人を見込んでいるところでございます。

なお、申請が必要な②の方に関しましては、準備が整い次第、迅速な支給に努めていきます。

説明は以上でございます。よろしくご承認賜りますようお願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。

何か質疑、ご意見等はございませんか。

ご承知のとおり、これ、前回の協議会で担当のほうから説明させていただいた分で、ひとり親世帯以外の給付金ということで、今言った①と②の条件において、担当課が言いました条件で給付するというものでございます。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。報告第5号につきまして、これを承認することに異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ご異議なしと認めます。よって、報告第5号につきましては承認されました。

石田教育長

次に、日程第5、報告第6号「専決報告について(令和3年度川西市一般会計補正予算について)」であります。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長  
(的場)

それでは、報告第6号「専決報告について(令和3年度川西市一般会計補正予算について)」ご説明申し上げます。

議案書の6ページと7ページをご覧ください。

本案は、令和3年度川西市一般会計補正予算のうち、教育委員会関係予算について市長に申出するにつき、教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により専決処理をいたしましたので、同条第2項の規定により報告し、承認をいたごうとするものでございます。

補正予算額の内容につきまして、議案書の8ページをお開きください。

歳出でございます。

第3項 児童福祉費、第1目 児童福祉推進費、16 こども若者相談センター整備事業において、現在、キセラ川西プラザ3階にございますこども・若者ステーション内のこども若者相談センターと、パルティK2にございます教育支援センター内の教育相談事業を移転し、一体的に運営するための整備事業に係る経費を計上しております。

これにより、家庭総合相談員やスクールソーシャルワーカー、臨床心理士、言語聴覚士、学校コンサルタントなど様々な専門職が協働して業務に取り組むことができる環境を整え、今まで以上に連携を深め、切れ目ない相談支援ができる体制づくりを目指してまいります。

なお、移転場所は、キセラ川西プラザ2階にございますライブラリーコーナーと、青少年活動ルームを予定しており、内装の改修、整備等を行い、完了後11月以降に移転・開設を見込んでおります。

以上の整備等に必要な費用といたしまして、第10節 需用費でシステムのライセンスに係る費用として48万3,000円を、第11節 役務費でLAN配線工事費などの通信運搬費として163万8,000円を、第12節 委託料で家庭児童相談システムの増設や改修などに係る費用として954万6,000円を、第14節 工事請負費として相談室の設置など施設改修工事に係る費用として2,354万円を、第17節 備品購入費として273万8,000円、合計3,794万5,000円を追加しております。

次に、第10款 教育費、第1項 教育振興費、第1目 教育総務費、04 教職員事務事業におきまして、令和2年度から始まった民間連携による課題解決事業の仕組みを活用し、教育委員会で進めている、ICTを利用した勤怠管理プロジェクトに必要な経費を計上しております。現在、教育委員会の所管施設では、紙ベースの出勤簿に基づき出退勤の管理及び報酬額の計算を行うなど、勤怠管理事務に相当な労力を要しており、これらの事務負担を軽減するために、このプロジェクトを進めているところです。ICTを活用した勤怠管理システムを導入することで事務処理をデジタル化し、教育保育現場や教育委員会事務局での事務処理の効率化を図ろうとするものです。

第12節 委託料で、市立の保育所、幼稚園及び認定こども園において、ICTを利用した勤怠管理システムを導入するためのアプリケーション構築や職員向け操作説明会などの委託料として150万2,000円を、第13節 使用料及び賃借料で、導入した勤怠管理システムを運用するために必要となるアプリケーションの利用料及びタブレットの使用料として1

57万6,000円を追加しております。

次に、第3目 学校教育推進費では、04 学校教育支援事業において、第18節 負担金、補助及び交付金では、市立学校の修学旅行において、新型コロナウイルス感染症防止のための緊急事態宣言の発令・延長等により発生したキャンセル料について、企画料及び修学旅行費の30%相当額を上限に市が負担するための経費として505万1,000円を追加しようとするものであります。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。

質疑、ご意見等はございませんか。

これも、協議会では既にやっているところなんですけれども、ちょっと補足させていただきますと、まず、こども若者相談センター整備事業は、キセラに集まっている相談事業、一元化した相談事業に伴う工事等の費用ということです。これについては前々回の協議会で、僕のほうでご相談させていただいたものなんですけれども、それに係る補正予算ということです。

相談部門は一元化するんですけども、ただ単に集まってくるだけでは意味がありませんので、情報をどうやって共有するのか、どういう役割分担するのかというようなところを今、担当所長も苦心しながらやっているところです。

先ほど課長からの説明もありましたけども、11月以降に何とか移転・開設ができればというふうに見込んでおります。あと、また工事のほうの期日もありますけれども、基本的には11月に移転・開設を見込んでいるということです。

それから、2点目のICTを利用した勤怠管理プロジェクトというのは、民間のほうにご相談させていただきながら、去年、1幼稚園、1保育所で試験導入していたものを本格的に入れていこうということで、iPad等を利用して勤務管理をして、そこを給与計算すると。

今、民間ではちょっと考えられないんですけど、全て紙媒体で勤務の日程を組んだりとか、その出勤を紙媒体で市教委に報告して、市教委の担当がまたその紙媒体を見て決裁しているというような形なので、それを全てデジタルにするということで進めている事業です。

幼児教育・保育施設のほうがある程度めどがつけば、できたらその課題を洗い出しながら、できたらですけども、学校現場にも導入できる形になればなというふうには考えています。それが2点目のやつです。

3つ目が、緊急事態宣言等を受けまして、修学旅行等の延期によるキャンセル料ということです。505万1,000円というのは、全ての学校の分ではございません。今回の緊急事態宣言で延期したものを含んでいます。1中学校と複数の小学校の分で、また新たに秋に、もしそういうことが必要になれば、それはまた9月等の議会で補正予算で上げるという形になっています。

一応、今6月20日までの緊急事態でキャンセルせざるを得なかったものについて、こういう形で補正予算を組んでいるということです。

すみません。ちょっと担当課長の説明に追い足しみたいな形になりましたけども、何か質問あればお願いします。

坂本委員

相談部門が一つになるということで、市民からすると、ここに相談したらいいんだというのが安心できる一つの材料かなと思っているんですが、これのアナウンスはどのような形でされるのかというのを一つ聞きたいのと、多分前からも言っているんですけども、様々な本職が協働して業務に取り組むということが本当に大切なことで、スーパーバイズしてくださるような専門家の方であるとか、医療にどうつなげるのかというところもしっかり形をつくってほしいなと思っています。

石田教育長

担当、木山所長いますか。質問聞こえていましたですかね。

子ども若者相談センター所長  
(木山)

アナウンスにつきましては、場所の移転のほうが予定どおり進みそうになりましたら、広報等を通じて周知はさせていただきたいと思っていますし、今まで継続的に相談されている方につきましても、順次、ご案内のほうはさせていただきたいなというふうに思っております。

あと、医療のほうは、前のときの協議会でご説明させていただいたんですけども、今すぐに新たなスーパーバイザーの方ということを考えているわけではございませんけれども、セオリアのほうで今つながっている尼崎総合医療センターの先生方にもご助言とかいただきながら、これからもそういったサポートというか、どういう形がいいかにつきまして、今はセオリアの部分だけですけども、何かほかの部分でもここで見ていただけないかということについては少し検討してまいりたいなというふうには思っています。

以上でございます。

石田教育長

坂本委員、よろしいですか。

坂本委員

ありがとうございます。

広報はやっぱりすごく市民全体に行き渡るの、いつもいいとは思いますが、これから子どもを産みますよというぐらいの若い世代ってなかなか広報に手が届かなかつたりするので、何かインスタとかツイッターとかそういうのが、それこそアクセスするかどうかは別として、気軽に情報として得られるような何か新しいやり方でアナウンスしてほしいなと思っています。

石田教育長

ありがとうございます。

さっきのデジタルの話じゃないけれども、紙媒体だけの広報ではなくて、そういう若い世代を対象にどのような広報ができるのか、また担当部長を含めて担当課で相談させていただきますので、またそのときにいい助言等をいただければ参考にさせていただきます。ありがとうございます。

治部委員、お願いします。

治部委員

I C Tの部分についての質問です。幼稚園と保育所で導入したというお話ですが、その幼稚園、保育所での反応ってどんな反応でしょうか。勤怠管理システム、結構使えるよという反応でしたか。

教育保育職員課長  
(増田)

2月と3月にかけて保育所1施設、それから認定こども園1施設で実際に実証実験を行いました。保育士全員の毎日の勤務時間、シフトをi P a dなどに入れていくんですけれども、やはりそこが少し慣れが要りますので、入力仕方が少し分かりにくいところが当初あったので、そこは私たちと業者のほうで保育所を訪問しまして、効率的な入れ方もありますので、そういったところを順番に説明しました。その結果、おおむねアプリのシフトの入力については所長のほうも慣れていただけて、入れていただけているのかなとは思っております。

それから、毎日の出勤時間・退勤時間がI Cカードで記録しますので、そこは即座にそれが毎日毎日反映して見られるので、そこはすごく分かりやすくなったのかなと思っております。

アンケートも取ったんですけれども、やっぱり分かりやすいアプリであることを皆さん求めておられますので、そこに向けて、今後マニュアルを整備しながら進めていきたいなと考えております。

以上です。

石田教育長

治部委員、よろしいですか。何か。

治部委員

ありがとうございます。

アンケートまで取られたというのはすごいですね。そこまでしっかりと勤怠管理について使いやすさを追求しているというところはうれしくありがたく思います。

この前、お話しした認定こども園の先生のお話でも、やっぱり I C T 機器の導入とか、あと W i - F i の整備とかを望むというお声はいただきました。例えば、W i - F i を整備して I C T 機器を活用することができれば、今いる職員さんがもっといろんなことができるのに、もっと子どものために時間が使えるのにといいやはりご意見でしたね。

例えば、ユーチューブとかを使って子どもの様子を配信するみたいなものも、I T の環境がそろってさえいればチャレンジできるかもしれないのになみたいな、そんなお話もあったので、僕は I T の整備とか I C T の活用というのは基本的に賛成のスタンスなので、これからもよろしくお願ひします。

以上です。

石田教育長

ありがとうございました。

増田課長が昨年からずっと取り組んできたことがようやく形になってきていて、最初はちょっとやはり紙で慣れているというところがあるんですけども、やっぱりそこを通り抜けないとなかなか合理的な効率的な仕事はできないかなと思います。

ただ、今も増田課長からも説明ありましたけれども、説明に回りながら、いろいろレクチャーしてもらいながら進めていくということですので、よろしくお願ひします。

ほか、何か質問ございますか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。報告第 6 号につきまして、これを承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ご異議なしと認めます。よって、報告第 6 号につきましては承認されました。

石田教育長

次に、日程第6、報告第7号「専決報告について（工事計画の策定及び執行の申し出について）」であります。事務局から説明をお願いします。

公共施設マネジメント課長  
(林)

それでは、報告第7号「専決報告について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書9ページをご覧ください。

本件は、急施を要したため、教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により処理しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めらるるものでございます。

内容につきましては、市立加茂小学校南校舎棟大規模改造工事の「工事計画の策定及び執行の申し出について」でございます。

恐れ入りますが、11ページをお開きください。

工事計画の策定及び執行の申し出内訳書でございます。

工事名称は、市立加茂小学校南校舎棟大規模改造工事、工事場所は、川西市加茂3丁目地内でございます。

工事の対象となる校舎は、鉄筋コンクリート造地上4階建て、延べ床面積3,605平方メートルでございます。

大規模改造工事の内容ですが、外部は外壁の改修、屋上の防水改修、建具の改修を行います。内部は内装改修、建具改修、1階から4階にございますトイレ8か所の乾式化改修を行います。

電気設備につきましては、電灯設備における照明器具の更新、放送設備、自動火災報知設備の改修、機械設備につきましては、空調設備における個別空調機への更新、衛生器具設備、給排水設備、換気設備、消火設備の改修を行います。

この工事における契約の相手方の決定につきましては、地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づく制限付一般競争入札により、株式会社トータルとし、契約金額3億4,745万6,606円、工期は契約締結の日から令和4年3月17日までとする工事請負契約を締結しようとするものでございます。

恐れ入りますが、12ページをお開きください。

位置図、配置図でございます。工事部分は、配置図におきまして、斜線で表示をいたしました。

次に、工事範囲につきましては、13ページに1階から2階の平面図及び次の14ページに3階及び4階の平面図をお示ししております。

説明は以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

石田教育長 説明が終わりました。  
質疑、ご意見等はございますか。

坂本委員 質問なのですが、給食室がある棟もこの工事部分に入っているんですが、その間の給食ってどうするんですしたっけ。私、聞いていたかもしれないんですが、教えてください。

公共施設マネジメント課長  
(林) 給食室につきましては、この夏休みの期間を利用して改造する予定でして、9月以降、夏休み明け以降は運用する形で予定をしております。  
以上でございます。

坂本委員 ありがとうございます。

石田教育長 ほか、質問ありますか。  
マネジメント課長、北校舎のトイレについてはちょっと触れておかなくていいですか。

公共施設マネジメント課長  
(林) 北校舎棟のトイレにつきましても、今年度改修を予定しております。改修内容は、南校舎棟で実施するものと同じく乾式化への改修を本年度に行う予定でございます。  
以上でございます。

石田教育長 ありがとうございます。  
坂本委員、何か、よろしいですか。

坂本委員 今、盛大に仮設校舎ができてきて、いよいよ始まっているなというのを近くで見させてもらっています。

石田教育長 不便はかけるんですけども、ちょっと空調やトイレ等でお困りのこともあったので、この機会にきちっとしていただければというのも私どものお願いでもあります。  
ほかの委員の方々、何かありますか。よろしいですか。

佐々木委員 この株式会社トータルさんのホームページをちょっとちらっと見てみたりしたんですけども、割と一般の住宅を多く手がけている会社なのかなと、ホームページからは理解したんですが、こういった公共の工事とかは

割とされている実績はあるのでしょうか。

公共施設マネジメント課長  
(林) 株式会社トータルさんにおきましては、公共施設の工事も結構やっておられまして、例えば、学校で申し上げますと、平成23年度及び24年度に体育館及び校舎の耐震補強工事の実績もございます。そのほか市役所の天井改修工事など、公共施設でも何件か実績がございます。  
以上でございます。

石田教育長 佐々木委員、よろしいですか。

佐々木委員 ありがとうございます。よく分かりました。

石田教育長 そういう実績もあるということなので、正門から仮設校舎に渡る廊下も整備してもらおうということですね、一応。

公共施設マネジメント課長  
(林) 工事期間中の仮設校舎へ至る渡り廊下につきましては、仮設校舎の設置のほうです予定にしております。  
以上でございます。

石田教育長 ありがとうございます。  
それでは、お諮りいたします。報告第7号につきまして、これを承認することに異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、報告第7号につきましては承認されました。

石田教育長 次、日程第7、報告第8号「専決報告について(工事計画の策定及び執行の申し出について)」であります。事務局から説明をお願いします。

公共施設マネジメント課長  
(林) それでは、報告第8号「専決報告について」ご説明申し上げます。  
恐れ入りますが、議案書15ページをご覧ください。  
本件は、急施を要したため、教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定によりまして処理したもので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、市立清和台中学校北校舎棟大規模改造工事の「工事計画の策定及び執行の申し出について」でございます。

工事の内容をご説明申し上げます。

恐れ入りますが、17ページをお開きください。

工事計画の策定及び執行の申し出内訳書でございます。

工事名称は、市立清和台中学校北校舎棟大規模改造工事。

工事場所は、川西市清和台西2丁目地内でございます。

工事の対象となる校舎は、鉄筋コンクリート造地上3階建て、延べ床面積3,347平方メートルでございます。

大規模改造工事の内容ですが、外部は外壁の改修、屋上の防水改修、建具改修を行います。内部は内装・建具の改修、1階から3階にありますトイレ6か所の乾式化改修を行います。

電気設備につきましては、受変電設備における電気の引込み設備の更新、電灯設備、放送設備、自動火災報知設備の改修、機械設備につきましては、給排水設備における受水槽と高架水槽の更新、換気設備、消火設備の改修を行います。

この工事における契約の相手方の決定につきましては、地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づく制限付一般競争入札により、栗本建設工業株式会社とし、契約金額3億5,750万円、工期は契約締結の日から令和4年2月28日までとする工事請負契約を締結しようとするものでございます。

恐れ入りますが、18ページをお開きください。

位置図、配置図でございます。工事部分は、配置図におきまして斜線で表示しております。

次に、工事範囲につきまして、19ページにおきまして、1階から3階の平面図をそれぞれお示ししております。

説明は以上でございます。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。

何か質疑、ご意見等はございませんか。よろしいですか。

課長、これもトイレ改修するんやね。ちょっとすみません、お願いします。

公共施設マネジメント課長  
(林)

先ほどの加茂小学校と同様、こちらの清和台中学校につきましても、南校舎棟の1階から3階のトイレにつきましてトイレの乾式化改修、北校舎

と同様の改修を今回行う予定でございます。夏休み期間中におおむね工事をやる予定で、契約は既にしております。

以上でございます。

石田教育長 課長、もう一点、給食のエレベーターのこともちょっと足していただけますか。

公共施設マネジメント課長  
(林) あわせまして、中学校給食センター整備PFI事業に伴いまして、南校舎棟にエレベーターを1基設置する予定がございます。こちらにつきましては、来年の2月頃から準備に入りまして、設けていく予定でしております。

以上でございます。

石田教育長 ありがとうございます。  
よろしいでしょうか。

坂本委員 トイレ改修するに当たり、みんなのトイレみたいな形の男女どちらでも使えるというトイレって導入されるんですけど、されているんですけど、教えてください。

公共施設マネジメント課長  
(中野) 今回、トイレ改修工事につきまして、それぞれの学校で1か所ずつ設ける予定がございます。ちなみに、清和台中学校でいきますと、今回工事を行います北棟の1か所にのみ多目的トイレという形で、どなたでも使えるトイレが設置予定でございます。

以上です。

石田教育長 坂本委員、よろしいでしょうか。

坂本委員 ありがとうございます。  
これから、それがスタンダードになってきたらいいなと思っています。

石田教育長 ありがとうございます。  
よろしいですか。  
それでは、お諮りいたします。報告第8号につきまして、これを承認することに異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ご異議なしと認めます。よって、報告第8号につきましては承認されました。

石田教育長

次に、日程第8、報告第9号「専決報告について（工事計画の策定及び執行の申し出について）」であります。事務局から説明をお願いします。

公共施設マネジメント課長  
(林)

それでは、報告第9号「専決報告について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書20ページをご覧ください。

本件は、急施を要したため、教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定によりまして処理しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、市立川西小学校屋内運動場棟大規模改造工事の工事計画の策定及び執行の申し出についてでございます。

工事の内容をご説明申し上げます。

恐れ入りますが、22ページをお開きください。

工事計画の策定及び執行の申し出内訳書でございます。

工事名称は、市立川西小学校屋内運動場棟大規模改造工事。

工事場所は、川西市栄根1丁目地内でございます。

工事の対象となる校舎は、鉄筋コンクリート造地上3階建て、延べ床面積1,472平方メートルでございます。

大規模改造工事の内容ですが、外部の改修は外壁の改修、屋上の防水改修、建具の改修を行います。内部の改修は内装の改修を行います。

電気設備につきましては、電灯設備、放送設備、自動火災報知設備の改修、機械設備につきましては、給排水設備、換気設備、消火設備の改修を行います。

この工事における契約の相手方の決定につきましては、地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づく制限付一般競争入札により、一吉工業株式会社とし、契約金額1億5,728万円、工期は契約締結の日から令和4年1月31日までとする工事請負契約を締結しようとするものでございます。

恐れ入りますが、23ページをお開きください。

位置図、配置図でございます。工事部分は、配置図におきまして斜線で表示いたしました。

次に、工事範囲につきましては、24ページにおきまして、1階から3階

の平面図をそれぞれお示ししております。

説明は以上でございます。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。

何か質疑、ご意見はございますか。よろしいですか。

坂本委員

これ、夏休みを目掛けてやる工事ですか。

公共施設マネジメント課長  
(林)

夏休みも含みまして1月までやる工事になります。その期間、仮設校舎を先行して設けておりますので、そちらのほうに部屋などは移す形で計画しております。

以上でございます。

坂本委員

この中に体育館が含まれているんですが、この仮設校舎では多分運動ができないと思うんですけども、この間の体育館での活動というのはどういふご予定ですか。

公共施設マネジメント課長  
(林)

その期間に限りましては、ちょっと使用ができないという形で事前にご了承等をいただいたところでございます。

以上でございます。

石田教育長

屋内運動場、体育館の代替を造るといふのはかなり難しいので、その間はグラウンド。それで、グラウンドが使えない場合はやむを得ずという形になります。基本的に、でも工事期間を1月にしていますので、できるだけ早い完成を目指したいということで担当課からは聞いています。

ほか、何か質問ありますか。よろしいですか。

治部委員

もう坂本委員が聞きたいことは聞いてくれたのである程度はいいと思うんですけども、これ、初めに僕混乱したのが、運動場なのか、それとも体育館なのか、どっちなんだろうなと思っていましたんですけども、体育館の屋根とか体育館の外部の周壁とか防水の建具という話は体育館の話ですよ。

公共施設マネジメント課長  
(林)

おっしゃるとおり、体育館の建物に関しての屋根、壁と部屋の中の改修でございます。

以上でございます。

治部委員

ありがとうございます。

石田教育長

体育館が別の建物の中で2階建てになっていまして、その2階が体育館、1階が普通に使えるというか、いろいろ使っている教室という形になって、その建物全体を今回改修するということです。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。報告第9号につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ご異議なしと認めます。よって、報告第9号につきましては承認されました。

石田教育長

次は、日程第9、議案第20号「図書館協議会委員の委嘱又は任命について」であります。事務局から説明をお願いします。

中央図書館長  
(藤本)

それでは、議案第20号「図書館協議会委員の委嘱又は任命について」ご説明申し上げます。

議案書の25ページをお開き願います。

本案は、図書館協議会委員の委嘱又は任命について、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由は、現在の図書館協議会委員の任期が本年6月30日までであることに伴い、新たに委嘱又は任命する必要があるためでございます。委嘱又は任命を予定しております委員は、議案書26ページ、資料1に掲載しているとおりでございます。

委員の定数は、川西市立図書館の設置及び管理に関する条例第8条第2項で10人以内と規定されており、これまでと同様10人を予定しております。

次に、委員の選出区分につきましては、同条例第8条第3項の第1号で、学校教育及び社会教育の関係者、第2号で家庭教育の向上に資する活動を行う者、第3号で学識経験のある者と規定されております。当該規定に基づき人選いたしました結果、第1号「学校教育関係者」として、就学前教育からこども園副園長を、小学校、中学校の校長及び市内の県立高校の司書教諭の計4名を、また、社会教育関係者として、本市の社会教育委員か

ら2名、社会福祉協議会等の音訳ボランティア1名の計3名を、第2号「家庭教育の向上に資する活動を行う者」につきましては、地域や学校等で子育て支援や子どもの読書推進活動に携わるボランティアから1名と公募による1名の計2名を、第3号「学識経験のある者」につきましては、大学講師1名を選出し、合計10名で構成しようとするものです。今回の改選では、再任となる委員が7名、新任となる委員は3名となっております。

名簿10番の委員は、公募による選出であり、川西市図書館協議会委員選考委員会において審査の上、決定いたしました。

今回、応募者は2名でしたが、うち1名は家庭教育の向上のための活動をしておらず、応募資格に欠けていました。

今回選出された委員は、小学校図書ボランティアや同花壇ボランティアとして活動中であり、昨年度は幼稚園のPTA活動にも参加するなど、子育て支援や子どもの読書活動に関する活動経歴を満たしていました。

また、「コロナ禍と図書館」をテーマとした応募作文では、子どもの読書における図書館の役割やコロナ禍での図書館の在り方に言及するなど、図書館や子ども読書に関する真摯な考えを酌み取ることができました。

新たな視点からご意見等をいただき、今後の図書館サービスの参考にしていけるものと考えております。

最後に、委員10名の任期につきましては、令和3年7月1日から令和5年6月30日の2年間でございます。任期中は、図書館の事業について、また市民サービスの向上や運営についてご意見を頂戴してまいります。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。

質疑、ご意見等はございませんか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第20号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第20号につきましては可決されました。

石田教育長

では次に、日程第10、議案第21号「川西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の一部を改正する規則の

制定についてであります。事務局から説明をお願いします。

こども支援課長  
(橋川)

それでは、議案第21号「川西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の27ページをお開き願います。

本案は、川西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により、議決をお願いしようとするものです。

今回の提案理由ですが、令和2年度税制改正による寡婦（寡夫）控除の見直しに伴い、これまで寡婦（寡夫）控除の適用がなかった未婚のひとり親に対し、利用者負担額の算定においては寡婦（寡夫）控除をみなし適用するものとして規定を定めておりましたが、このたびの税制改正により、未婚のひとり親に対しても、ひとり親控除として同様の控除が適用されることとなりましたので、関係規定を削除するに当たり、規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。

以下、改正する規則の本文につきまして、議案書28ページ、新旧対照表では29ページでご説明いたします。

まず、28ページをご覧ください。

改正規則案の内容でございます。

別表備考中、第6項において、寡婦（寡夫）控除のみなし適用に係る規定を定めておりましたが、これを削除し、第7項を第6項とし、以下1項ずつ繰り上げることといたします。

なお、本規則は、公布の日から施行し、税制改正により寡婦（寡夫）控除が見直しされた令和3年1月1日から遡及適用することとしますが、経過措置としまして、改正後の規定は、利用者負担額の算定においてみなし適用が不要となる令和3年9月以後の利用者負担額について適用し、同月前の利用者負担額については、なお従前の例によるものとしております。

次に、議案書29ページをご覧ください。

先ほど説明いたしました寡婦（寡夫）控除のみなし適用規定の削除等に係る箇所については新旧対照表のとおりでございます。

説明は以上でございます。ご審議賜りますようお願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。

質疑、ご意見等はございませんか。よろしいですか。

治部委員

1月1日から遡って控除が始まる理由って、どんな理由だったんでしょうかということが1点目と、今回のこの未婚のひとり親家庭の利用者負担額策定における控除はどんな経緯で始まったんですか。

こども支援課長  
(橋川)

恐れ入ります。令和3年1月1日から遡及適用する理由でございますが、この税制改正の見直しにより、寡婦(寡夫)控除の概念が見直しされたのが令和3年1月1日からとなっております。寡婦(寡夫)控除という、寡婦という用語自体がひとり親という用語に変わってございますので、その規定を遡って削除する必要があるということでございます。ただし、新たなひとり親控除を適用するのは、令和3年9月からということで、経過措置を設けているということでございます。

続きまして、今回の見直しの経緯でございますけれども、恐れ入りますが、詳細のところは私も把握しておりませんが、資料等を見ておきますと、それまでもここにつきましては性別の違いによる控除額の違いですとか、婚姻歴の有無の違いによる控除の適用の違いというところで、過去からも課題としてされてきておったというところでございます。そのところを今回税制改正により見直しをされたということで把握しております。以上です。

石田教育長

治部委員、概略分かりましたでしょうか。

治部委員

分かりました。ありがとうございます。

石田教育長

ほか、何か質問ありますか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第21号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第21号につきましては可決されました。

石田教育長

次に、諸報告に移ります。

諸報告「令和3年5月1日時点の待機児童数について」であります。事

務局より説明をお願いします。

こども支援課長  
(井関)

それでは、諸報告「令和3年5月1日時点の待機児童数について」ご報告いたします。

令和3年5月1日時点での待機児童数は48人でございます。前年同期の令和2年5月1日時点の入所児童数は1,169人で、待機児童数は122人でしたが、令和3年5月1日時点の入所児童数は1,174人と、令和2年5月1日時点と比較し5人増、待機児童数は122人から48人となり、74人減となっております。

なお、この数値に関しましては、令和3年度に実施いたします川西北小学校の夏季休業期間中のみの試行実施利用予定者23人、それと民間の留守家庭児童育成クラブは含めておりません。

待機児童を学年別に見ますと、令和2年度は3年生、4年生がそれぞれ36人、令和3年度は4年生が28人と最も多くなっております。

次に、待機児童を校區別に見ますと、令和2年度は加茂小学校区で24人、川西小学校区で16人、明峰小学校区で30人、けやき坂小学校区で28人というところではございました。令和3年度は川西北小学校区で11人、明峰小学校区も11人、多田小学校区が13人となっているところでございます。

加茂小学校区に関しましては令和3年4月から公設クラブを1クラブ開所しまして、令和3年度には待機児童を解消するとともに、けやき坂小学校区と明峰小学校区、こちらのほうを対象に令和2年5月から民間クラブが1か所開設されまして、令和3年度には待機児童が減少しているところでございます。

今後の待機児童対策としましては、現在、夏季休業期間だけ留守家庭児童育成クラブを利用したいと、こういうニーズに応えることで、結果として待機児童の減少につながるというところを見込みまして、川西北小学校区内で今年度夏季休業期間の特別開所を試行実施する準備を進めております。今後、その実施結果を検証した上で、待機児童の多い校区を中心に、夏季休業期間中のみの留守家庭児童育成クラブの開所を実施していく予定でございます。また、あわせて民間の留守家庭児童育成クラブの誘致に努めるなど、待機児童の解消を目指していきたいというように考えております。

説明は以上でございます。

石田教育長

説明は終わりました。

質疑、ご意見等ございますか。

待機児童は減少しているんですけども、解消にはまだ至っていませんので、今、担当課長が言いましたように、夏季休業中だけの開所であるとか、民間の留守家庭児童育成クラブの誘致に努めるなどのことを進めていかなければいけないかなというふうには思っています。人数は少なくなったものの、待機児童がある現状はやはり解消すべきかなというふうには考えています。

何かございますでしょうか。

坂本委員

川西北小学校が夏季休業の開所を今年から始めるということはすごくいいなと思っているんですけども、今年まだ待機している子どもさんで、夏休みだけだったらいいのになというふうなご家庭ってどれぐらいあるんですか。

こども支援課長  
(井関)

実際、待機の方の中で夏休みだけを利用したいというところを確認したわけではないんですけども、令和元年度に入所の申請を出された保護者さんに対してアンケートを取らせていただいたところ、大体全体の3割程度の方が夏季休業中だけの利用をご希望されているというふうな状況ではございます。

以上でございます。

坂本委員

ありがとうございます。

あと、今年48人のうちの内訳って載ってましたっけ。すみません。

石田教育長

中段に待機児童の学年別内訳の上段が令和2年5月で、下段が令和3年5月です。

坂本委員

すみません。ちょっと読み切れていなかったです。4年生が28人ということは、3年生も何人かはいらっしゃるということなんですが、入れなかった親御さんはお仕事を諦めておられるのか、もうお留守番で頑張っただけという形でされているのかって分かっておられますか。

こども支援課長  
(井関)

お待ちいただく方に関しましては、例えば民間クラブがあるところではございましたら民間クラブのほうをお話しすることもございますし、あとはファミリーサポートセンターのほうでいけるようであれば、そちらのほうをということで話をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

坂本委員

分かりました。ありがとうございます。

石田教育長

先ほど申しましたように、その待機児童があるためにお仕事をお辞めになつたりするようなことがないようにしたいということを基本的には考えていますので、できるだけその形で努力していかなければならないかなというふうには思っています。よろしいですか。

治部委員

民間の育成クラブの誘致という文言があると思うんですけども、その誘致に関する何かアイデアみたいなものってあるんですか。というのも、例えば民間企業が入ってくるときに、ある程度待機児童数が解消されたらもうニーズがなくなって、例えばそのビジネスが終わってしまうと考えたときに、場所がもし提供されているんだつたらば楽と考える企業がもしかしたら多くあるんじゃないかななんて思ったんです。なので、川西市が例えば場所は提供するからみたいな、そういう何か誘致の策、今のは一例ですけども、どんなのがあるのかななんて思って疑問に思いました。

こども支援課長  
(井関)

そうですね、場所を含めてというところでございますが、今現時点で民間クラブの誘致に関して何か場所をどこで、どこその場所というところまではちょっと考えが至っていないというところがございます。その部分につきましては、今後も、場所をこちらのほうで決めるのかということとありますとか、単純にこのコースで民間を募集しますということとかいうのは、今、検討のほうをしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

石田教育長

治部委員、今ご提案いただいたところが今後の肝になるかなというふうには思っています。先ほどもありましたように、今後ずっと民間が参入してきたときに安定して経営ができるのかどうか、それに対して市としてどんな支援ができるのかということも含めてやっていきたいなと思うんですね。

ただ、ニュアンスとしては、これ以上、公で全て直営でやるというのはなかなか難しい状況に来ているのも事実なので、どこかで民間を充実させていくという必要があるというふうには担当部、担当課も考えているところです。また、何かいいアイデアがあったら教えていただけたらと思いま

す。

治部委員            ありがとうございます。

石田教育長            よろしいですか。  
                              それでは、以上で終わります。

石田教育長            以上で本日の議事は全て終了いたしました。

石田教育長            次回の定例教育委員会は、7月15日木曜日午後2時から、庁議室において開会の予定です。

                              今の恐らくの流れで言うと、緊急事態宣言が解除される見込みが相当強いので、7月15日はどうなっているか分かりませんが、庁議室でしたいと思っていますので、よろしくお願いします。

石田教育長            これをもちまして、令和3年第9回川西教育委員会（定例会）を閉会いたします。お疲れさまでした。

[閉会 午後3時20分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

令和3年7月15日

署名委員            治 部 陽 介

                              佐々木 歌 織